



# 災害時における洗濯環境の提供に関する協定書



山形県

WASHハウス株式会社

## 災害時における洗濯環境の提供に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と、WASHハウス株式会社（以下「乙」という。）とは、山形県内において災害等が発生した場合、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、住民の避難生活を衛生的に維持するために必要な洗濯ができる環境の提供について、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

第1条 本協定は、甲が実施する災害時の応急対策に関する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

### （協力内容）

第2条 甲は災害時における応急対策のために必要があると認められるときは、乙に対し次に掲げる事項の協力を要請することができる。

- （1）災害時に、避難生活が長期化する恐れがあるときは、乙が所有する移動式ランドリー車を甲が指定する支援場所に出勤させ、洗濯設備を被災者及び周辺住民等に無料で提供すること。
- （2）その他災害時の応急対策に関し、甲乙が協議し認める事項。

### （要請）

第3条 甲は、前条各号に掲げる事項の協力が必要と認めた場合及び市町村から甲に要請があった場合は、文書（協力要請書）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合で、文書をもって要請することができない場合は、口頭で要請し、後日文書を提出するものとする。

### （協力）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、業務に支障のない範囲において、甲に対する優先的かつ速やかな支援の実施に努めるものとする。

- 2 乙は、前条の協力要請により協力を行った場合、その要請事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### （費用負担）

第5条 乙が協力を行った際に要した費用は、甲又は支援を受けた市町村が負担するものとする。

### （協力期間）

第6条 乙が実施する災害支援の実施期間は、甲及び乙の協議の上、決定する。その後、災害支援の延長が必要と認められる場合は、甲及び乙が協議して延長する期間を定めるものとする。

### （移動式ランドリー車の出勤支援）

第7条 乙が甲の要請に基づいて第2条第1項に定める移動式ランドリー車を出勤させるときには、甲は乙に対して次に掲げる事項を支援するものとする。

- （1）移動式ランドリー車が災害支援場所に移動または支援のための原料調達のために移動するときには、乙及び乙の指定する者の車両を緊急または優先車両として通行できるように、可能な範囲で支援すること。

- (2) 移動式ランドリー車が駐車・設備展開するための場所を、可能な範囲で確保または斡旋すること。この協定
- (3) 移動式ランドリー車に必要な給水場所を、可能な範囲で確保または斡旋すること。令和
- (4) 移動式ランドリー車から排出される洗濯排水の排水場所を、可能な範囲で確保または斡旋すること。
- (5) その他移動式ランドリー車が災害支援するために必要な事項を、可能な範囲で支援し、関係機関との連携・調整を行うこと。

(補償)

第8条 この協定に基づく協力業務中に生じた損害の補償については、次のとおりとする。

- (1) 協力業務に従事し、負傷等により損害を受けた者に対する補償は、労働者災害補償保険法により対応するものとする。
- (2) 第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは移動式ランドリー車等に生じた損害については、その損害の帰責理由がある者が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては山形県防災危機管理課長とし、乙においてはWASHハウス株式会社総務部長とする。

(情報の交換)

第10条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定の各条項の解釈について疑義が生じたとき、またはこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、締結日からその効力を有するものとし、令和7年3月31日まで有効とする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、さらに1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

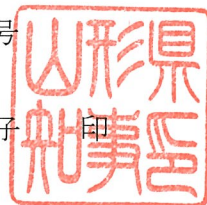
締結する この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年12月5日

締結する

関係

甲 山形県山形市松波二丁目8番1号  
山形県  
山形県知事 吉村美栄子



締結に

ついて  
不明

乙 宮崎県宮崎市新栄町86番地1  
WASHハウス株式会社  
代表取締役社長 児玉 康孝



締結

交換を

事項

日まで  
いつ